

【復興庁計上分】

放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業（継続）

【平成27年度概算決定額（復旧・復興対策）2,777,578(3,536,130)千円】

事業のポイント

森林整備を行う上で放射性物質への対処が必要な森林の調査、副産物の減容化や拡散防止対策、木質バイオマスの利用の推進、ほだ木等原木林の再生等の実証的な取組を実施します。

<背景／課題>

- ・放射性物質の影響がある被災地では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、自主的・計画的な森林整備を期待することが極めて困難となっています。
- ・放射性物質は、木材取引を低迷させ、林業・木材産業の安定的な経営に支障を来たすなど、地域における所得の確保、雇用や生活の維持等に重大な影響を及ぼしています。
- ・被災地における森林整備を円滑に進めるためには、通常の森林整備の手法に加えて、林業者と住民の不安を取り除くための放射性物質への対処など特別な配慮が必要となっています。
- ・被災地域の復興を図る上でこの原木の安定供給を図る観点から、放射性物質の影響を受けた原木林の早期の再生が必要です。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<内容>

1. 実証に係る事前調査等

実証地を選定するための汚染状況重点調査地域等の森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための実証対象森林の調査、森林所有者への説明・同意取り付け等を実施します。

2. 伐採に伴い発生する副産物の減容化等放射性物質への対処方策の実証

円滑な森林整備を促進するため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の破碎・梱包・運搬・保管、放射性物質の拡散抑制のための木柵の設置等、地域において放射性物質への対処に必要な取組を実証的に実施します。

3. 副産物等の利用の円滑化のための実証

既存及び新設木質バイオマス関連施設の利用にあたって、放射性物質への影響に対処するための施設等を整備や新技術の導入等により、実証的な取組を実施します。

4. ほだ木等原木林再生のための実証

放射性物質の影響を受けているほだ木等の原木林の再生に向けた実証的な取組を実施します。

<補助率等>

1、2、3、4 定額、10／10
2 請負

<事業実施主体>

- 1 県、市町村等
- 2 県、市町村、(独)森林総合研究所、国等
- 3 都県、市町村、民間団体
- 4 都県、市町村、民間団体等

<事業実施期間>

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁研究指導課、整備課、業務課、木材利用課]